

平成31年 1月10日

組 合 員 各 位

斜里町農業協同組合  
代表理事組合長 平田 隆雄

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成30年12月27日第14回理事会において議決しましたので、定款第52条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、北海道知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

#### 記

##### 1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAIを導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

##### 2. 実施時期

平成31年4月1日

以 上